

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>9 A-1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出及び変更届出関係</p> <p>9 A-1-6 特定目的会社名簿の縦覧 <u>法第8条第1項及び規則第24条の規定に基づく特定目的会社名簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</u> <u>なお、氏を改めた者が名簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。9 A-2-5において同じ。）及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>電子メール等による縦覧</u></p> <p>① <u>電子メール等で名簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る名簿を電子メール等で送付する。ただし、名簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p>② <u>名簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u> イ. 氏名 ロ. 住所 ハ. 電話番号 ニ. <u>名簿の送付を希望するメールアドレス</u> ホ. 職業 ヘ. <u>縦覧を希望する名簿に係る特定目的会社の商号及び届出番号</u> ト. <u>縦覧の目的</u></p> <p>③ <u>当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る名簿の送付を拒否することができるものとする。</u></p>	<p>【本編】</p> <p>9 A-1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出及び変更届出関係</p> <p>9 A-1-6 特定目的会社名簿の縦覧 <u>規則第24条の規定に基づく特定目的会社名簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p>④ <u>他の管轄財務局長が届出を受理した会社に係る名簿の縦覧の申請があった場合には、当該会社に係る届出を受理した財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>(2) <u>財務局での縦覧</u></p> <p>① <u>縦覧の申出があった場合には、別紙様式5による名簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めるものとする。</u></p> <p>② <u>名簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u> <u>イ. 名簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とする。</u> <u>ロ. 縦覧時間は、管轄財務局長が指定する時間内とする。</u> <u>ハ. 名簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p> <p>③ <u>名簿は、管轄財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p> <p>④ <u>次に該当する縦覧者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u> <u>イ. 上記①から③までその他当局の指示に従わない者</u> <u>ロ. 名簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u></p>	<p>[新設]</p> <p>(1) <u>申請者に別紙様式5による名簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。その際に、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。9A-2-4において同じ。）及び名を「申請者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができることに留意する。なお、他の管轄財務局長が届出を受理した会社に係る縦覧申請があった場合には、当該他の管轄財務局長が受理した届出事項を照会のうえ、縦覧に応じるものとする。</u></p> <p>(2) <u>名簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u> ① <u>縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。</u> ② <u>縦覧時間は、管轄財務局長が指定する時間内とする。</u> ③ <u>名簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p> <p>(3) <u>名簿は、管轄財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p> <p>(4) <u>次に該当する縦覧者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u> ① <u>上記(1)から(3)まで又は係員の指示に従わない者</u> ② <u>名簿等を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者</u></p>

改正案	現行
<p>ハ. <u>他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>⑤ <u>他の管轄財務局長が届出を受理した会社に係る名簿の縦覧の申出があった場合には、当該会社に係る届出を受理した財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p>	<p>③ <u>他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>[新設]</p>